

平成21年11月30日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	末次隆裕
次長	筒井孝一
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
教	育		長	浦	郷		究
政	策	部	長	大	庭	健	三
政	策	部	理	角			眞
営	業	部	長	前	田	敏	美
営	業	部	理	伊	藤	元	康
く	ら	し	部	國	井	雅	裕
こ	ど	も	部	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	く	松	尾		定
山	内	支	所	牟	田	泰	範
北	方	支	所	岩	永		浄
会	計	管	理	馬	渡	公	子
教	育	部	長	浦	郷	政	紹
水	道	部	長	宮	下	正	博
市	民	病	院	古	賀	雅	章
総	務	課	長	山	田	義	利
企	画	課	長	橋	口	正	紀
財	政	課	長	中	野	博	之

議 事 日 程 第 1 号

11月30日（月）10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第94号議案	専決処分の承認について（平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第95号議案	武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第96号議案	武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第97号議案	財産の取得について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	第98号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第99号議案	平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第10	第100号議案	平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第11	第101号議案	平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第12	第102号議案	平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第13	第103号議案	平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第14	第104号議案	平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第15	第105号議案	平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第16	第106号議案	平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第17	報告第10号	専決処分の報告について（質疑）
日程第18	報告第11号	専決処分の報告について（質疑）

開 会 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまより平成21年11月武雄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第94号議案から第106号議案までの13議案と報告2件の以上15件を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成21年11月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 会期及び会期日程について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました事件議案2件、条例議案2件、補正予算議案9件、報告2件の計15件でございます。

審議順序は議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日30日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は武雄市議会会議規則第81条の規定により、議長において、9番山口良広議員、12番末藤正幸議員、15番石橋敏伸議員の3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成21年11月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案等について、その概要を御説明申し上げます。

条例議案につきましては、「武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」2件を提案いたしております。いずれも国家公務員の給与改定に準じ、改正をお願いしております。

事件議案につきましては、新産業集積エリア開発事業（宮裾地区）用地の取得について、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いしております。

補正予算議案につきましては、一般会計補正予算、特別会計補正予算6件及び公営企業会計補正予算2件を提案いたしております。

いずれも職員等の給与改定に伴う人件費の減額補正をお願いするものでありますが、一般会計補正予算につきましては、放課後児童クラブ御船新築工事に伴う道路敷設がえ工事費等をあわせて計上しております。

その他、平成21年11月16日付で、「平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）」について専決処分を行いましたので、その承認を求める議案の提案とあわせ「専決処分の報告について」2件の報告をいたしております。

詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより審議を開始いたします。

日程第4 第94号議案

日程第4. 第94号議案 専決処分の承認（平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回））についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

おはようございます。第94号議案 専決処分の承認についての補足説明を申し上げます。議案書、別紙、平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回、第1条で歳出予算について補正を行っております。

内容につきましては、補正予算説明書の(2)ページをごらんいただきたいと思います。2款、諸支出金、2項、公営競技納付金、1目、公営競技納付金におきまして、制度の改正により、平成20年度分から翌年度精算納付となりましたので、平成20年度決算に基づく本年度の公営競技納付金の額が4,251万9,910円となりましたので、その納付期限が11月末日までとなっております。既決予算から不足する額1,252万円の補正をいたしております。なお、これに要する財源は予備費を充当いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第94号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第94号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5～第6 第95号議案～第96号議案

日程第5．第95号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程

第6．第96号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第95号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び第96号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、一括して補足説明を申し上げます。

まず第95号議案、議案書3ページでございますが、一般職と任期付職員、技能労務職員及

び企業職員の給与に関し、一部改正をお願いしております。

内容といたしましては、一般職の月例給を全体で0.22%引き下げるとした国の基準に合わせ、給料を減額改定し、期末勤勉手当の支給率を現行年4.5カ月分から年4.15月分に0.35月分減額、また住居手当のうち持ち家に対する支給を廃止するものでございます。

次に、第96号議案、議案書20ページでございますが、武雄市議会議員の皆様方の期末手当、市長及び副市長の期末手当、教育長の期末手当の改定をお願いしております。

具体的には国の特別職に準じて、期末手当の支給率を年3.35月分から0.25月分減額し年3.10月分とさせていただく内容になっております。

いずれも8月の人事院勧告により国家公務員の給与改定がなされておりますので、これまで同様、これに準じた改正を提案させていただいているところでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第95号議案及び第96号議案に対する一括質疑を開始いたします。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

通告をいたしておりますので、2点について質問いたします。

まず、第95号議案です。第95号議案で、先ほど補足説明がなされました。国家公務員の給与改定に準じて、今回、市職員の給与改定及び第96号議案では議員の改定もあっていますが、まず第95号議案で、人事院勧告に伴って、今回、一般職員の月例給を0.22%、さらには一時金を0.35月分、さらには住居手当を廃止等々が出されています。このことについての影響額について資料の提出を求めました。結果として、職員給与の基本給の改定の影響額がトータルで134万7,000円、期末勤勉手当がトータルで6,692万円という部分が出ています。一般職員の関係で合計すれば、実は6,826万7,000円の減額になっておりますけれども、こういう部分に対する影響の関係です。今日の社会情勢、さらには武雄市を取り巻く状況の中で、大変、年末を迎える中で不況、さらには厳しい状況の中で、公務員の生活も大変厳しい中での提案ではありますけれども、そういう今の経済状況の中で、この減額に与える影響額について、まず市長の見解を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず影響について、私から申し述べたいと思います。額については、後で部長から補足答弁をさせます。

まず、このような厳しい社会経済情勢において、公務員だけがぬくぬくと給与をはむという事は、市民感情等々からすると、それは決して許されるものではないということを思っております。私は任命権者として、もちろん公務員の皆さんたちの生活を保障する義務があ

ります。しかしながら、そういったバランスを考えた場合に、今般の人事院勧告に従って、私どもがこういった提案をせざるを得ないということについては、市民の皆さんの御感情、そして全体の社会状況、そして私どもの人件費が財政に持つ割合等々からすると、これはいたし方がないものだというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

私のほうから影響額について御答弁させていただきます。

影響総額につきましては、6,853万7,000円。対象職員が496人でございますので、平均いたしまして13万8,179円の減額ということになります。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、市長なり担当部から説明がありましたが、ちょっと言葉として影響額でぬくぬくというのはちょっとやっぱりいかなものかと思えますけれども、大変、公務員の方々も、公務員労働者として、精いっぱい厳しい行財政改革の中でも一生懸命仕事をされています。その労働力の対価としての賃金なのです。そういう中では、みんな裕福ではないと思うわけです。そういう中で、率直に言ってぬくぬくとは許されないということは、私はそれはいかなものかと思っています。

そういう状況の中で、実は今回、この資料の中で、基本給の改定の中で0.22%に対して12月期期末手当から控除するという部分があります。というのは、12月を本日提案されていますけれども、これに対して4月にさかのぼって引き下げた分の率に対する額を、12月の期末手当から徴収すると、さかのぼっていただきますということ。これについて、私はどうしても理解ができません。いわゆる1996年の最高裁の判例では、不利益不遡及の原則というのが出されました。もちろんその後、2002年、2004年当時に国家公務員に対する東京地裁の逆の判決も出ていますが、基本的に私は不利益不遡及の原則はやっていただきたいと思っているわけです。というのは、今回、国に準じて、実は武雄市も行うというように説明されました。

過日、私は5月30日の夏季一時金の関係でも、国の国会が審議をしている過程の中で、武雄市はまだ審議の途中になぜ提案するのかということ質問しました。そこで、市長はこういう答弁をされました。議事録の中で、「本来ならば議員おっしゃるとおり、全部参議院で最終的に議決をいただいた上でやるのが筋かなとは思いますが、これは基本的に議員御案内のとおり、法律に基づいて地方自治体がそこに拘束されるわけではありません。国が自分たちの身を切っていくという趣旨に準じて行うものでありますので、そういった意味で私どもといたしましては、国の政府と我々の政府というのは違うというふうに認識をして

おりますので、あくまでも準じる形、尊重する形になっていることをあわせて御理解賜りたい」という旨があります。これはこれでいいのです。ということは条例ですので、国が一括さかのぼって年末一時金で減額調整をするということも含めて、地方も武雄市もこれに準じて行くと。しかしここでは、さっき言いましたように国は国、地方は地方での、政府というのは違うというように、独自の条例もありますよという部分を私はうたっているのかと思ったのです。というのは、不利益不遡及の原則に基づいて、平成14年、2002年当時に全国的にも市町村においては、不利益不遡及の原則に基づいて条例によって実施日から減額すると、今回の12月から。だからさかのぼって、一たん支払った給与から減額、さかのぼった差額を一時金で取らないというところもあるのですよね、条例で。あるのです。そういう意味では、さっき言いましたように、今回、国と我々の政府は違うという観点でいけば、武雄市も大変厳しいですけれども、職員の労働意欲なり環境を見たときに、12月時点での実施はやむを得んにしても、さかのぼって引き下げる、いわゆる遡及をするということではなくて、12月実施から減額するというふうな条例提案ができなかったものなのかをお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は、もともと役所に入ったときは総務庁の人事局で人事院勧告を一身に受ける立場でありました。そのときに、不利益不遡及の原則は何かということをお自身で考えたときに、確かに職員の諸君の皆さんたちにとっては、これは本当は、不利益は遡及しないほうがいいということはありますけれども、これはあくまでも私どもの人件費というのは税金であります。そういった意味で、これは広く、これは私の解釈でありますけれども、職員の皆さんたちにとって不利益の遡及であっても、それを私はひとつ我々が考えなければいけないのは、市民、県民、国民の利益遡及になるのだということも、私は考える必要があるだろうというふうに認識をしております。これだけ、もう財政破綻が叫ばれている今日、私どもといたしましては、そのような財政的な論理、そしてもう1つは、先日私は武内町で集会があったときに、ぬくぬくとという言葉が適切かどうかというのはさておいて、非常に公務員はもう恵まれているというのを、異口同音、私は言われました。それがやいばのように、本当に刃のように突き刺さってきたのですね。もちろん皆さんたち一生懸命頑張っております。しかし、市民感情、特に今、物すごく事業者の皆さん、農業を生産する皆さんたちの所得が落ちている今日、私はそういった皆さんの市民の声ということにも真摯に耳を傾けるのが、私たち樋渡市政の役割ではないかというふうに認識をしておりますので、もちろん制度的には国の政府、地方政府は別であります。しかし、別であっても私としては今般の人事院勧告なり、あるいは総務省の人事・恩給局が示した方針については、私は是とせざるを得ないというふう

に認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

最初にちょっと注文しておきたいんですけどね、執行部をお願いしたいんですけど、給与改定に伴う影響額、臨時議会ですからということもあるのかもしれませんが、大河内議員は前もって持っておられる。我々はけさもらったんですよね。そこら辺の改善をね——大河内議員もけさね。前もって渡されるなら通告しなくてもよかった部分もあるんですよね。そこは改善をお願いしておきたいと思います。詳しくは、今、大河内議員が質問されましたので、通告していた範囲の中で、例えば、公務員に限らず嘱託や賃金職員、あるいは公務労働に携わっている臨時職員、こういうところまで波及させていくかどうかという問題がありますね。昨年、質問をしたときには人事院勧告に伴ってという答弁がありましたので、今回どうなのかということ指摘しておきたい。

もう1つは、資料でいえば4ページですけども、特定任期付職員の給与に関して1号から7号まで、1号は変わっていませんけど、2号から6号までは1,000円ずつ下げる。8号は2,000円下げる。そういう給与表が出ていますね。これは、任期付職員は総体的に何名おられるのか。恐らく病院中心にというふうに考えられますけれども、この病院に関して言うならば、職員でしょうから、参考資料によりますと、これは2万円の減となっていますよね。そこを答弁をしていただきたいというふうに思います。

もう1つ、さっき市長が言う影響額という問題がありますよね。公務員だけがぬくぬくとというふうに今答弁されましたけれども、結局、何というか、武雄市の中で武雄市の職員、公務労働に携わっている人たち、学校の先生たちとか、国家公務員の方もおられますよね。総合的に何名おられるのか数字はよくつかんでおりませんが、影響額、総体で言えば全部で7,213万5,000円と。しかしこれは、議案は、武雄市に関する職員に関してですから。全体の市の経済の影響を考えると、単にそこにとどまらないというのがあるんですよね。そこら辺の試算というか、検証というのか、されているのかどうか。いわば今度の人事院勧告というのは前政権の総人件費抑制政策の中で出されてきている内容です。これはずっと引き下げられてきているんですけども、検証もするということがあっているわけですけど、結局、検証しないまま、引き続きそういう総人件費抑制政策の中で、こういうのが出される。そういう点では、武雄市としては市内全体の中に占める公務労働者の割合というのは、県職員、市職員、国家公務員もおられましようから、そこら辺はどういうふうな、計算されたのがありますか。

以上、質問しときます。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

まず、任期付の職員でございますけれども、7名でございます。

それから、影響額ということで、ほかの公務員等も含めて検証されたかということでございますけれども、これについては行っておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

全体、武雄市内における公務員の割合というのは調べていないと、検証していないということですが、さっき言いました、何と申しますか、非正規の嘱託職員、いろんな賃金職員おられるでしょう。そこにも影響を広げていくのかという質問に対しては答弁されましたかね。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

今回の給与改定に伴って、非正規等の職員に及ぼすのかということでございますけれども、これには及ぼさないと。それから、期末手当につきましては、若年層すべての職員が該当しますけれども、給与の引き下げの分については、若年層は下がらないということで行っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第95号議案及び第96号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第95号議案及び第96号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行います。最初に第95号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第95号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場から意見を述べたいと思っております。

反対の第一は、前政権の総人件費抑制政策のもとで出された人事院勧告を、現在の厳しい経済情勢下、まともな検証もせず、そのまま実施する内容であることとあります。質疑の中

でも明らかになりましたけれども、影響額の総額も答弁ありました。市職員の生活を直撃するのは間違いありませんけれども、地域経済を考える場合に、そこへの影響を与えることも明らかであります。さらに民間労働者の賃下げにもつながりかねない内容であります。昨秋からの不況に加え、経済が大変な時期だというのは市長と認識は一緒ですけれども、しかし、日本の経済の構造から見ますと、GDP、国内総生産の約6割を個人消費が占める。そこをさらに冷え込ませるという結果になるわけであります。今、大事なことは、内需を豊かにしていくといたしますか、いわばその国民の懐を暖かくする。そして内需を活発にしていく。それで経済を活性化していく。このことが私は大事だと。日本の経済の仕組みから言いましても、そういう意味でのこの給与引き下げについては反対だということを表明しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。賛成の立場から討論させていただきます。

平野議員おっしゃったとおり、今の経済状況が非常に厳しいというのは両者一致しているかと思えますけれども、今現在、武雄市に本社がある会社で、本当に期末勤勉手当として支給がなされる会社がどれだけあるのか。こういうふうな面を考えたときに、行政としてやらなければいけないことは、やっぱり武雄市民のことをまず第一に考えてやらなければいけないのではないかと考えております。そして、先ほど5番議員の質疑の中でありましたけれども、さかのぼって下げをいかながなものかとおっしゃいましたけれども、ある時期、バブルの最盛期のころ給料が上がったときに、これは前年度にさかのぼって給料は上がったと思います。そのときに果たして反対をされたのか。なぜ、さかのぼってまで給料を上げるのかという反対をされたのか、その辺についても疑問があるかと思えます。そういう中で、今の経済情勢を考えてしたときには、やっぱりこれはやむを得ないのではないかという立場から賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

私は第95号議案について、不利益不遡及の原則の立場から、この1点で反対討論をいたします。

先ほど市長の説明がありました。さらには22番議員、それから19番議員からの経済情勢もありました。私もその認識は一致します。大変厳しい経済状況、さらには今日の財政の問題含めて、大変職員の方々にはつらいかもしれませんが、一定この引き下げについての内容

についてはやむを得ないかなという考えもしています。しかし、不利益不遡及の原則だけは、私は条例としては出さないで、改めて武雄市の条例として12月1日から実施するならば、それから実施として、私は引き下げもやむを得ないんじゃないかと思っていました。先ほど19番議員申されましたベース改定等でアップしたときに戻ったようなことがあります。問題は不利益不遡及の原則です。最高裁判所が出したのは、法律として例えばきょうその法律が有効となった場合には、その前に発生した分については基本的には遡及しないという部分です。その後、2002年から2004年のものについては、その不利益不遡及の原則は民間に適用されるものであり、公務員には適用されないというふうな、実は地裁も出ています。これは事実です。両方、実は出ています。それは否定しません。問題は、一遍払ったお金を下げたのでさかのぼっていただきますよと、このところを私は納得できないのです。一般社会においても、遡及する。いわゆるさっき言われたベース改定で上がった部分のときは何も言わんじゃんねと言われますけれども、不利益不遡及の原則、不利益不遡及の原則からいって、私はこのところはなじまないと思っています。そういう意味で、今回、この条例に基づいて、武雄として不利益不遡及の原則に基づいて条例を提案されなかったことについては、大変不満であり、以上をもって第95号議案については反対といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

本議案に対して賛成の立場で討論をしたいと思います。

景気を引っ張るのは公務員だけなのか。例えば、実際40代、手取り十数万円の方もいっぱいいらっしゃる。そういう中で、先ほど市長が答弁で言われたとおり、こういう状況の格差を残していいのかと。もちろん、先ほど5番議員がおっしゃった不利益不遡及、この問題もあると思います。しかし、例えば今、民間のほうで不利益不遡及、武雄市内で問題があったことがあるでしょうか。例えば、一事業者に対してそういうのが出たとき、なかなかそういうのは出ないと思います。こういう中で、この武雄市は財政も収入も少なくなっている。そして、今ニュースとかで報道されている中で、公務員さんと民間の格差がよく報道されています。でも、ニュースで出ているのは東京都とか大都市も含めたすべての大企業も含めた中での格差ですね。それでさえ格差が出ている。じゃあ、武雄市内で比べたらどうなのか。まして今皆さん方の想像のとおりであります。余り長くは申したくないんですけども、先ほど市長が答弁されたとおり、そして市の職員さんのモチベーションが下がらない程度のこの減額に対しては、私は賛成したいと思います。

以上、皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第95号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「なし」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕（発言する者あり）

討論をとどめます。

これより第96号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第97号議案

日程第7. 第97号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

おはようございます。第97号議案 財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案書の22ページです。

本議案は、佐賀県と共同開発として取り組んでおります新産業集積エリア開発事業（宮裾地区）の実施に伴い、土地及び立ち木の買い上げにつきまして、仮契約が調いましたので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定に基づき、お願いするものです。

契約総数は74名で、土地につきましては141筆、34万7,342平方メートル買収を行いました。

地目で説明をしますと、山林で31万3,626平方メートル、畑は1万6,555平方メートル、雑種地、ため池を合わせまして1万5,353平方メートル、原野1,114平方メートル、宅地は694平方メートルで、買収単価は山林及び原野が1平方メートル当たり330円、畑及び雑種地が1平方メートル当たり1,550円、宅地は7,800円としたところでございます。宅地を除く単価は、合併前の北方町内での公有地買収の統一単価を採用し、この総額が1億6,424万7,790円となります。

次に、立ち木につきましては、杉1万1,022本、ヒノキ2万952本、薪炭林9万7,746平方メートルを補償を行い、その総額につきまして6,849万8,001円とし、立ち木と土地を合わせました補償費の合計は2億3,274万5,791円をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第97号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

すみません。私は目が悪かったものですから見損ねたんですけれども、25ページです。これは恐らく住所名義の間違いだと思えますけれども、盛んに両方から、おれんとやけん出ていけと言われよっですけれども、ここは4084番地6やなくて4360番地の川内宅名義だと思えますけど、違いますか。（「休憩して確認……」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）（続）

結局は、私は一括相続したんですけれども、この分は外れてたんですよ。それで、いまだに川内宅の名義ですよ、名義人としては。だから、その代理人としての権利人は私持っていますけれども、本人ではないということで除斥の必要もないと思うんですよ。隣から言われたけん、今言いよっですよ。そういう確認でいいですかね。はいと言うてもらえればよかですよ、はい。

○議長（杉原豊喜君）

伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

今回、添付資料として出していますのは、あくまで契約者の氏名でございまして、登記簿に載っている氏名ではございません。したがって、相続の関係等々につきましては、すべて契約者の氏名において記載をしているところでございます。

〔29番「はい、ありがとうございました」〕

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第97号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8～第16 第98号議案～第106号議案

日程第8. 第98号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第7回）より日程第16. 第106号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）までの、以上9議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第98号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第7回）から第106号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）について、一括して御説明いたします。

まず、第98号議案 一般会計補正予算（第7回）でございますが、さきに御審議いただきました給与改定等に伴う人件費の補正をお願いしております。今回の給与改定は、減額改定でございましたので、本来一般職分も減額となるべきところでございますが、退職者の追加が見込まれ、また当初予算編成時以降の職員の異動等に伴う人件費の変動についても、今回補正をさせていただきましたので、全体といたしましては追加のお願いとなったところでございます。また、人件費以外では、放課後児童クラブ御船新築工事に伴う道路敷設がえ工事費をあわせてお願いいたしております。

第99号議案 武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）から第106号議案 武雄市水道事業会計補正予算（第2回）の、8つの特別会計の補正予算でございますが、これらにつきましては、いずれも一般会計同様、給与改定及び当初予算編成以降の職員の異動等に伴う人件費の補正をお願いしているところでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第98号議案から第106号議案までに対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第98号議案から第106号議案までは所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第98号議案から第106号議案までは所管の常任委員会付

託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

最初に、第98号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第7回）に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第98号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第99号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案 平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第100号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第101号議案を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第102号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第103号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案 平成21年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第104号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第105号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）に対する討論を

開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第106号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第10号

日程第17. 報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。牟田山内支所長

○牟田山内支所長〔登壇〕

報告第10号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

議案書の29ページでございます。

この件につきましては、市道原古場線における事故に係る損害賠償の額について、平成21年10月6日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成21年9月4日午後4時10分ごろ、武雄市山内町大字宮野1890番地の市道付近で、近くの火災現場に出動していた消防車両が、後方に停車していた同じ消防団員の自家用車に接触し、フロント右側ライト及びバンパー部分を破損させたものであります。双方の車両を運転していた団員にけが等はございませんでした。損害賠償は車両の修理にかかる費用の30万円で、この賠償金につきましては、全国自治協会自動車共済保険から全額補てんされるものでございます。なお、今後このようなことがないように消防車両等の事故につきましては、事故防止に努めてまいりたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第10号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は法令に基づき報告されたものであります。この程度でとどめたいと思います。

日程第18 報告第11号

日程第18. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

報告第11号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書30ページでございます。

これにつきましては、職員の行動に起因する公用車による事故の損害賠償について、市の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成21年10月20日付で専決処分をいたしたものでございます。

事故の概要でございますが、平成21年1月25日午後4時20分ごろ、本市職員が公用車で佐賀市在住の女性を送迎し、その方が車をおりられる際、ドアに手が接触し、右手小指を負傷されたもので、損害賠償の額は3万1,490円でございます。職員が公用車のドアを開閉して差上げたことが、その原因かと思われませんが、十分な注意を怠り事故が発生したことに対して、深くおわびを申し上げます。なお、関係職員につきましては、厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、概要報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第11号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第11号は法令に基づき報告されたものであります。この程度でとどめたいと思います。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年11月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時55分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 牟田勝浩

〃 議員 山口良広

〃 議員 末藤正幸

〃 議員 石橋敏伸

会議録調製者 末次隆裕